

富山県ヤングケアラー関係研修会等講師派遣事業 募集要項

1 事業趣旨

市町村や民間団体等が実施するヤングケアラー関連の研修会等に講師を派遣することにより、積極的な開催を促し、県民のヤングケアラーに関する認知度の向上や理解の促進等を図るもの。

2 事業内容

以下の要件を全て満たす研修会に対し、県から講師を派遣します。

- ヤングケアラーに関する認知度の向上や理解の促進等に資する内容であるもの
- 富山県内で開催されるもの
- 市町村、児童福祉又は家庭福祉等に関する団体等が開催するもの
- 概ね 10 名以上の参加が見込まれるもの
- 講師の講演等時間が 1 時間以上であるもの
- 実施者が団体等である場合に、構成員以外の県民の参加が可能であるもの
- 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としないもの
- 行政や他の団体等からの補助、委託を受けていないもの

3 講師派遣の流れ

- (1) 講師の検討や、講師と主催者の間で、研修会の日時・会場、講師謝金の額等、派遣にあたっての諸条件の調整をお願いいたします。
- (2) 上記で検討、調整した内容をもとに、「ヤングケアラー関係研修会等講師派遣申請書（様式第 1 号）」を県にご提出ください。
- (3) 県が講師の派遣を決定したときは、「ヤングケアラー関係研修会等講師派遣決定通知書（様式第 2 号）」により申請者に通知します。
- (4) 主催者は、研修会等の終了後速やかに、「ヤングケアラー関連研修会等講師派遣実績報告書（様式第 3 号）」を県にご提出ください。

4 その他

ヤングケアラー関係研修会等講師派遣申請書（様式第 1 号）は、原則として派遣希望日の 1 か月前までにご提出ください。

講師謝金以外の開催費用（会場費や講師旅費等）は主催者が負担するものとします。講師の検討や研修会の日時・会場、謝金の額など、派遣にあたっての諸条件は事前に講師と主催者間で調整をお願いいたします。

受付は先着順とし、予算上限に達し次第、募集を終了いたします。

5 各種書類提出、問い合わせ先

富山県厚生部こども家庭室こども政策課

TEL : 076-444-9683（直通） E-mail : akodomokatei@pref.toyama.lg.jp